

火災警報器の申し込みについて

ホ号棟管理組合では平成 22 年より設置が義務化される火災警報器を、修繕積立金よりの支出で取付る方向で 4 月 15 日までの申し込みを受付けて居ます。4 月 10 日現在の申し込み状況は次表の通りです。

号棟	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計
戸数	50	30	30	36	38	38	38	30	30	30	30	380
申し込み	43	21	21	28	27	33	33	20	27	20	25	298
空家	2	4	4	2	5	3	1	3	2	4	2	32
残	5	5	5	6	6	2	4	7	1	6	3	50

なお、次のような御質問や御意見がありました。

Q1. **市役所の設置は柱だったが天井でなくてもよいのですか？**

A. 天井から 50 c m以内ならよいそうです。

Q2. **ガス検知器がついていますがそれではダメですか？**

A. 東京ガスに訪ねたところ、「火災警報器とは別です」とのことでした。

Q3. **取付工事が平日では困る。**

A. 業者と今後交渉しますが、むずかしいかもしれません。

御意見

居住者の専有部分の事なので個人的な問題であり、管理組合のお金は大切にすべきです。



まだ申し込みをしていない方は大至急お願いします。